

事務分担(主な論点)に関する 自民党の見解

大阪府・大阪市特別区設置協議会

自由民主党大阪府議会議員団

自由民主党大阪市会議員団

(平成25年5月31日)

大都市制度に関する自民党の基本的な考え方

大阪府と大阪市・堺市が「大阪広域戦略協議会」を設置し、戦略の統一、政策協議を十分図ることで、広域行政の一元化、二重行政の解消は可能。

大阪市において、区役所への権限移譲や区長（準）公選など、徹底した「都市内分権」を進めることで、住民自治の強化は可能。



8項目に対する総括的な見解

資料に示された課題の中には、特別区を設置しなければ、そもそも生じない課題も多く、わざわざ課題のある選択肢から選ばざるを得ないことこそが、都構想の矛盾を示すもの。

特別区に分割されることによるデメリットで、現行よりサービス水準が低下する案になっているもの、効率化が期待できないものも見受けられる。

「広域戦略協議会」と「都市内分権」の取組で、資料に示されているような効果を発揮し、課題もクリアできる。

大阪市がヘッドクォーターになり、各区役所を機能強化することが現実的での確な選択であり、無理やりA案・B案に押し込めるような議論はすべきでない。

不自然な状態を生み出してまで都構想を進めるべきではない。



現行制度における効果・課題について検討を深めるべき。

児童相談所について

大阪市では、各地域における相談、支援業務などは各区役所の保健福祉センターで対応。大阪市域内に相談機関が24か所あり、住民に身近なところに相談機関が設置されていることは重要。

現在、こども相談センター(児童相談所)は大阪市域で1箇所であるが、相談件数も多いことから、複数個所設置することも視野に、現行制度の下で、緊急時対応など機動性を高め、住民の安心・安全を確保できるようにすべき。

児童相談所を複数設置し、住民に身近なところで迅速かつ的確な対応や、地域の実情に応じた施策展開が期待できるほか、特別区に分かれる場合と比較して、専門人材の融通やノウハウの蓄積などの面でメリットも出てくる。

義務教育(小中学校の設置管理)について

中核市並みの特別区に人事権を付与しても、教職員の異動や採用等の面で課題が多い。現に、府においても、人事権の移譲を受けているのは豊能地区のみで、他の地区での要望はない。

地域特性や学校の実情に応じたきめ細やかな教育行政が展開できるといしつつ、特別区間で採用や異動、研修などを共同で実施した場合は、特別区の教育理念や方針が各教職員に伝わりやすくなる。

また、特別区間で統一した教育理念や方針を定めるのであれば、市域で一体的な教育行政を行っている今の大阪市の方が効率的。

大阪市においては、人事権や研修権までトータルの権限・責任を有しており、広域的な観点からの人事や効率的な研修が実施できている。

都市計画について

それぞれの都市計画権限が広域か基礎かを議論するのではなく、我々が主張する大阪広域戦略協議会の場で、広域と基礎が丁寧に協議を重ねて、それぞれの権限を行使すれば、課題は解決できるのではないか。

現行制度の下でも、都市計画マスタープランの策定に当たり、大阪府と大阪市が丁寧に協議し、大阪市域について同プランで詳細に規定することで課題は解決できるのではないか。

現行の都道府県と政令指定都市の下で、十分対応できるのではないか。

下水道について

大阪市域は、ほぼ単独の公共下水道となっているが、これは大阪市域を一体で整備が進められてきたことによるもの。

特別区を設置する場合、A案「特別区の水平連携で実施」と、B案「広域自治体が一元化して実施」に整理されているが、それぞれ難点があり、これは都構想の矛盾を示すものである

消防について

大阪市域の消防事務は、大阪市が一元的に実施している。

特別区を設置する場合、A案「それぞれの特別区が消防事務を担う」、B案「特別区の水平連携により消防事務を担う」、C案「広域自治体が特別区の消防事務を管理」に整理されているが、それぞれ難点があり、これは都構想の矛盾を示すものである。

南海トラフ地震の被害想定が新たに出されている中で、消防の制度について協議するのではなく、現行制度の下で、具体的に、災害にどう対応していくのか協議すべき。

我々が主張する「大阪広域戦略協議会」の中で、危機管理や緊急時対応について、早期に広域と基礎が一体となって協議すべき課題と考える。

保健所・保健センターについて

大阪市では、過去に全24行政区に保健所を設置していたが、これまで保健センターと一体的に改革を進めてきた結果、現行の体制となったものであり、大阪市域については、現行の体制が最適と考える。

国民健康保険について

国民健康保険事業は、大阪市が一元的に運営している。

特別区を設置する場合、A案「特別区に再編」と、B案「広域化が実現するまで、特別区の水平連携で実施」に整理されているが、それぞれ難点があり、これは都構想の矛盾を示すものである。

生活保護について

生活保護の企画立案機能は、現場の生活保護実務と一体的に担うことが必要であり、企画部門と現場部門を分離すること自体が問題である。

特別区を設置する場合、A案「特別区の水平連携により担う」と、B案「広域自治体が担う」に整理されているが、それぞれ難点があり、これは都構想の矛盾を示すものである。

企画部門と現場部門を一体的に担う現行の大阪市の体制が最適と考える。